

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和4年9月7日（水）午前10時～午前11時49分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 井上真砂美 副委員長 大野慎治 委員 梅村 均
委員 鬼頭博和 委員 水野忠三 委員 黒川 武
委員 榘谷規子

請願者（陳述人） 千田憲三、兼松勇次（請願第4号）

説明者 総務部長 中村定秋、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、総務部専門監 奥井博昭
秘書企画課長 秋田伸裕、同統括主査 小野誠、行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第53号	岩倉市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第54号	岩倉市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第55号	岩倉市職員の育児休業等に関するイ条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
請願第4号	「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出を求める請願	継続審査

総務・産業建設常任委員会（令和4年9月7日）

◎委員長（井上真砂美君） 皆様、おはようございます。

ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案3件、請願1件であります。

それでは、当局から挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 皆さん、改めましておはようございます。

今議会、私どものほうから提出させていただいているのは3件の条例改正でございます。公平委員会の委員に関するものと、あとは職員に関するものということで、市民生活に直接関わるものではございませんが、本日グループ長以上出席しておりますので、質疑にしっかりと対応していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎委員長（井上真砂美君） ありがとうございます。

審査に入る前に、本日の審査順についてお諮りします。

請願者より、意見陳述の申出があり、これを認め、請願第4号の審査から始めたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩にします。

（休 憩）

◎委員長（井上真砂美君） 休憩を閉じ、再開いたします。

それでは、審査に入ります。

請願第4号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出を求める請願」を議題とします。

請願者は、意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（千田憲三君） おはようございます。請願の提出者として、千田憲三と申しますが、意見を述べさせていただきます。

消費税は、1989年に創設されてから34年目になります。消費税は、応能負担の原則に反し、低所得者ほど負担が重い逆進性があり、徹底した大企業優遇の税制です。

税制改正のたびに法人税が引き下げられ、消費税導入時40%だった大企業の法人税率は、現在23.2%となっています。2020年度の国の税収は60.8兆円と過去最高を記録しましたが、その税収構造の変化は見過ごすことができません。1990年度に4.6兆円だった消費税収が2020年度には21兆円まで増加したのに対して、法人税収は逆に18.4兆円から11.2兆円と減少していることか

ら、消費税は法人税収の穴埋めに使われてきたと言われていました。

消費税施行当初は、中小業者の反対を抑えるために免税店制度や簡易課税制度を導入し、税負担や事務負担を軽減してきました。しかし、小さく産んで大きく育てるの言葉どおり、税率を引き上げるとともに免税店は3,000万円から1,000万円に、簡易課税は5億円から5,000万円にそれぞれ適用上限を引き下げ、現在では所得税、法人税の税収を抜いてトップになり、国の税収の約3分の1を占める基幹税となっています。

2019年10月から、消費税率が10%に引き上げられましたが、この増税に伴って複数税率が導入されました。同時に、2023年10月からインボイス制度の実施が盛り込まれました。インボイス制度とは、適格請求書等保存方式のことを言います。消費税の納税は、売上げに係る消費税から仕入れ経費に係る消費税を差し引いて納付する仕組み、いわゆる仕入税額控除方式です。現在、仕入税額控除の要件は、帳簿及び請求書等の保存となっていますが、インボイス制度導入後は、税務署の承認を受けた登録番号のついたインボイス、適格請求書でなければ仕入税額控除が認められなくなります。インボイスは現行の請求書の記載事項である請求書発行者の氏名または名称、取引年月日、取引内容、税率ごとに合計した対価の額、請求書受領者の氏名または名称に加えて、税率別の消費税額とインボイスを発行する事業者の登録番号が記載されていることが必要です。

しかし、このインボイスは誰でも勝手に発行できるわけではありません。インボイスを発行するためには、国税庁に登録申請をして登録事業者になることが必要です。登録事業者の名簿は国税庁のホームページで公開されていて、誰でも閲覧することができます。そして、登録事業者は免税の特例は受けられないと消費税法が改正されたことから、年間が1,000万以下であれば免税なのですが、登録をしてしまうと売上げが50万円とか100万円しかなくても課税事業者となって消費税を納税しなければならなくなるのです。

インボイス制度は様々な問題点が指摘されています。その中でも最大の問題点は、課税売上高1,000万以下の免税事業者はインボイスが発行できないという点です。いわゆる小企業や個人事業主など、小規模事業者の多くが免税事業者に該当します。インボイス制度が導入されると、こうした免税業者からの仕入れ、物品購入、役務提供など仕入税額控除が受けることができなくなるため、課税事業者は消費税の納付において不利益を被ることになります。こうした不利益を避けるため、免税事業者は、課税事業者からの申出としてインボイスへの登録、単価切下げなど取引条件の見直し、取引の中止などの可能性があります。その結果、多くの小規模事業者が取引先を失い、経

営悪化や廃業が増加すると危惧されています。

一方、課税事業者も免税事業者である下請や取引先からインボイスの発行はもうしませんよと、あるいは見直しにも応じられませんかよと、それからもう廃業するしかないとかという形で拒否されたりすると、事業の継続困難になりかねません。

インボイス制度の影響はどれほどの人に及ぶのでしょうか。国勢調査や法人企業統計調査などのデータから、個人、法人の事業者は約794万者で、そのうち消費税の課税事業者は315万者、残りの約479万者が免税事業者と推計されています。さらに、国勢調査では自営業者に分類されていないいわゆるフリーランスの人たち、雇用契約によらない電気やガスの検針員などの人たち、全国に70万人いるとされるシルバー人材センターの会員も消費税法上では事業者となって、消費税課税対象となります。

インボイスの導入は多くの人々に影響を与え、その数は1,000万人以上と言われています。インボイス制度の導入は、事業上、免税事業者をなくし、税率変更を伴わない増税を目的としています。財務省は、インボイス制度導入で免税事業者のうち161万者が課税事業者になると想定し、1者当たりの負担額15万4,000円、合計で2,480億円の増収を見込んでいます。これは、年間売上が400万円ほどの手間請けの一人親方が簡易課税第4種を選択した場合の負担額に相当します。こんな零細な事業者からも消費税を取り立てるのがインボイスの導入なのです。

インボイスの本来の目的は、取引の正確な消費税額と消費税率を把握することです。とすれば、従来の請求書に記載すべき項目を定めるだけで問題ないと思います。消費税は、売上げに係る消費税から仕入れ経費に係る消費税を差し引いた額を納税するもので、制度の本質上、仕入税額控除ができることが当然です。現行、帳簿及び請求書等が保存されていれば、仕入税額控除ができるという要件をインボイスでなければ仕入税額控除ができないとすることは、制度の骨格を崩すことにつながります。

このように、中小業者などへの負担を直接的、間接的に増大させるインボイス制度ですが、何よりもコロナ禍、物価高騰などで社会全体が混乱している中、地域経済に大きな影響を与えるもので、極めて問題点の多いインボイス制度を予定どおり推し進めようとする政府の姿勢が極めて問題だと考えます。よって、住民の声を代表する岩倉市議会が政府に対してインボイス制度実施中止を求める意見書の提出をされることを求めて、意見陳述を終わります。ありがとうございました。

◎委員長（井上真砂美君） 意見陳述が終わりました。

紹介議員の補足説明はいかがいたしましょうか。

◎委員（梶谷規子君） 今、意見書を県に対してと言われましたけれど、国に対してですよ、提出先。私が県に対してと聞こえてしまったんですが、提出先は、意見書案を添付していただいていますけど、衆議院議長、参議院議長など国に対して。県に対してもということですか。政府と言われた。

◎陳述人（千田憲三君） 政府に対してです。

◎委員（梶谷規子君） 政府に対して、ちょっと聞きにくかったので、すみません。

◎委員長（井上真砂美君） 説明のほうはよろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（井上真砂美君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（水野忠三君） 質問させていただきます。

陳述のほうありがとうございました。

それで、請願事項のほうなんですけれども、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することということで、あくまでも制度の実施の中止ということで請願をされていると思うんですけれども、こちらのほうは、例えば実施の延期であるとか中止以外のものを請願されるお考えはなかったんでしょうか。

◎陳述人（千田憲三君） 私どもとしては、中止を求めているんですけれども、今世の中全体から見たときに、やっぱりこういう経済状況の中でさらに中小業者の生活と営業が成り立たなくなるような状況はどうしても避けなければいけないと思っていますので、延期も含めてそういう意見書採択がお願いできるんだったら、別に絶対中止でなければいけないよというには固執しませんので、よろしくお願ひします。

◎副委員長（大野慎治君） 1点請願者にお聞きします。

中小事業者とありますが、うちは中小企業・小規模企業振興基本条例なんですけど、普通は小規模事業者と個人事業者、フリーランスなんじゃないですか。説明も、さっき個人事業者ってあったけど、中小事業者の中の方は今まで消費税を払っているんじゃないの。この違いは何ですか。

◎陳述人（千田憲三君） 要するに、課税事業者もインボイスの導入に伴って影響を受けるということで、当然中小業者も含めて説明させていただいたということなんです。

◎陳述人（兼松勇次君） 補足ですけれども、中小全般なんですけれども、

消費税を今まで払っていた方も含めると、消費税を今まで課税されていた方も、外注さんに例えば免税業者がいた場合には大きな影響を受けるということで、中小企業者の影響は大きいということの趣旨です。

◎委員（黒川 武君） 先ほど水野委員から実施の中止が請願事項としてあるけれど、延期等の措置は考えてはいないのかに対しまして、陳述人のほうから、現在の世の中全体で置かれている中小企業等の立場を考えると、まずはその経営をどうしていくのかと、そういうことを考えると延期も含めてということで、中止には固執はしないということをおっしゃったんですが、出てきておる請願書そのものはもう実施の中止なんですよ。今陳述の中で、延期も含めて考えたいと言われても、それはちょっと道理は通らない話であるということをおっしゃるのをまず最初に述べておきたいと思っております。

それで、このインボイス制度というのは大変分かりづらいですよ。ほとんど一般の方は分からないんですよ。なぜかということ、これは課税上の消費税であるから、事業者が考えるべきことだということはほとんど一般の方はこの旨の理解というのはあまりないだろうと思うし、中小あるいは零細の事業者の方々、特に売上げ1,000万円以下の免税事業者の方々の反応はどうかとなると、なかなかやっぱり思い悩んでみえる方というのが大半ではないかなあと思うんですよ。だから、やっぱりそういうところの周知、どこに問題があるのかということはお明らかにしながら、やはり僕は議論が何か不足しているような気がするんですよ、そういう意味合いではね。だから、そういう意味合いでは、来年10月からの導入が予定されているところだけど、私はやっぱりここは一旦立ち止まって、当面は延期をしながら、やはりもっと幅広く事業者の方々の意見に私としては耳を傾けていきたいなあ、そんな気持ちでいるところです。

それで、ちょっと陳述人の方にお聞きしたいのは、インボイス制度でも、いろいろやっぱりメリット面、デメリット面があるんですよ。先ほどの陳述内容ではほとんどデメリット面の部分を強調されたことなんですけど、ただ、このインボイス制度というのは、かねて消費税の問題点だ、導入当初から問題点だと言われていたのが、益税の問題なんですよ。最終的に販売事業者が1,000万円以下の免税事業者の場合だと、そこで最終的に支払う消費者というのは、8%なり10%なりの消費税をつけてお金を払うわけなんです。しかし、それを売る販売側が免税事業者であれば、申告義務は必要ないわけです。じゃあ、そこで生じた益税というのがそのまま事業者の懐、手元に残るわけなんです。こういった益税逃れの問題というのは、あまり語られることはないんですけど、そういうところの問題についてはどのようにお考えで

しょうか。

◎**陳述人（千田憲三君）** 今、消費税の益税について承りましたけれども、御承知だと思えるんですけれども、税金の種類としては直接税と間接税があって、所得税とか法人税などのように納める人と負担する人が同じといった場合は直接税で、納める人、例えば酒税とかゴルフ場利用税みたいに、納める人と負担する人が違うという場合は間接税というふうに言われています。消費税は、一般的に間接税に分類されていると思いますけれども、消費税法では、納税義務者はあくまでも事業者であって、消費者に納税義務がありませんとか、あるいは消費者は消費税を払わないかんよというふうに事業者が消費者から消費税を徴収しなければならないとかという形では一切なくて、あくまでも納税義務は事業者にあるということなんです。多分これも御承知だと思えるんですけれども、消費者には納税する義務もないし、支払い義務もないと。事業者にも徴収義務はないと。だから間接税に分類されるということなんですけれども、間接税に分類されているんだけど、本来で言うと直接税の性格のほうが強いということだと思えるんです。

平成元年に、サラリーマンの人から免税事業者とか簡易課税事業者が、自分が払った消費税をピンはねして税務署に納めていないのは違法だということで裁判を起こした事例、御承知だと思えるんですけれども、その中では、消費者は消費税の実質負担者ではあるけれども、消費税の納税義務者ではないと。消費税分は、あくまで商品やサービスの提供に対する対価の一部にすぎないというふうに判決が確定していて、事業者は消費税としては扱っていないということですので、だから益税ということはありませんというふうに僕らは理解しています。

◎**委員（水野忠三君）** ちょっと今の関連ですけれども、過去の判例を引かれて、その益税という概念についてはないんだということで、法律的な議論、裁判例などでそういうふうになっているという御説明だったと思うんですが、だからこそ国民に不満があり、それに対する不公平感があり、国民としてはそういう判決になってしまうからけしからんと思っている方もいらっしゃると思えるんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

◎**陳述人（兼松勇次君）** 国民の中の不満ということなんですかね。

◎**委員（水野忠三君）** 不公平感ですね。

◎**陳述人（兼松勇次君）** 国民の中の不満というと、やっぱり消費税そのものの仕組みがもう不満だと思うので、このインボイス制度とは全く話が違ような気がするので、今回のインボイス制度の中止ということからいくと、益税ということが先ほどうちの会長のほうからも益税の話ありましたけれど

も、小規模事業者の実態をやっぱりよく皆さんも聞いていただきたいかなあと思っているのは、ほとんどの方が転嫁できていないと言います、消費税を。先ほど対価だという話がありましたけれども、結局税抜きで売っても、そこには消費税が入っているとみなされてしまうんですね。そういうことになると、もう税抜きで売っても税込みになってしまう。そこが今回消費税そのものがちょっとおかしい仕組みになっているのかなあと思いますので、全員がその税抜きの商品に消費税を転嫁して取引できているわけではないということが知っていただければなあという。そうすると、もう益税どころか損税になってしまうんですね。消費税転嫁できていませんから、払うほうはみんな消費税払いますよね。ガソリン代にも消費税かかる、仕入れにも消費税かかる、電話代にもかかるということで。仕入れのほうの消費税だけはかかって、売上げには消費税転嫁できない。これでは益税どころか損税だということが、よく小規模零細の事業者の中にはそういう実態があるということだけ承知いただければなあと思います。

◎委員（黒川 武君） 今おっしゃられたこと、分からんわけでもないんですけど、消費税法上では、対象外以外のサービスを含めて課税をしなきゃいかんのですよ。それを転嫁していないなんてことは、それは言っちゃいかんことなんです。それはもう確かに仕入れ段階では転嫁したものを購入する、最終販売者が、じゃあ自分の利益分に対しては消費税は含まないと思っても、販売するものは消費税の課税対象なんですよ。それをうちは消費税かけていませんなんていうことは、それは言うべきことではない。なぜかと、法令に違反するからですよ。だから、その部分については内税扱いになるんですか、外税扱いなんですかということのやっぱり違いになってくるだろうと思う。

ただ、そういう説明を受けても、じゃあ実態はどうなんだということなんです。そこのところは、恐らく商工業者の団体の方々ですので、その辺の実態はよく分かってみえると思うんですけど、なかなかそういったものが表に出てくることはないもんだから、絶えずやっぱりそれでいいのという疑念が生ずるわけなんですよね。これはもうどこまで行ってもそうなんです。もう消費税が持っている宿命みたいなものなんですよ。だから、そういったものを是正しようという一つの背景として、このインボイス制度というのは私はあるのではないかなあと思うんです。ということは、ちょっと意見として加えさせていただきます。

◎陳述人（千田憲三君） 消費税については、先ほども言いましたように、消費税法上、納税義務者は事業者だということですがけれども、消費税の納税

額を決めるというときに、各個別の取引からきちっと消費者から消費税を預かっているということではなくて、年間売上高に係る消費税分から仕入控除に係る消費税分を差し引いた税額を納めるということだけで、お客さんから消費税を預かろうが預からまいが、納税義務は事業者にありますよということだと思っんです。

◎委員（水野忠三君） 今お答えいただいたのは、消費税を適正に転嫁できていない場合があるということだと思っんですけれども、例えば一般消費者の方に対してであっても、あるいはいわゆる仕入れとか下請とかそういうことであった場合でも、事実上消費税を価格に転嫁するのに困難な状況というのがこれまでも実際にはあったと思っんですが、例えばインボイス制度導入を契機にして、消費税の適正な転嫁を実現していこうというふうにはならないものなんでしょうか。例えば、これまで不公平なといいますか、取引慣行で事実上泣き寝入りをしていたと、消費税転嫁できていなかったという場合があったとしても、そのインボイス制度導入を契機にして、そういう不公正な、例えば何か下請で弱い立場だとか、あるいはその他今まで慣行上転嫁ができなかった、そういうところについても、むしろ逆にインボイス制度を導入することによってそういう不公正な商取引の慣行を是正していこうという方向というのは考えていないんでしょうか。

◎陳述人（千田憲三君） 一番それが望ましいと思っんですけれども、基本的には、例えば取引先である企業が、下請業者の価格保証、要するに下請単価の保証をしてくれれば、私たち業者がそれなりの生活ができていくような単価保証をしてくれるということが前提で成り立つんだったら、それプラスインボイスに伴って10%が税額として発揮してきて、それで納税していくということができるとは思っんですけど、今考えられるのは、よくても悪くても消費税率が上がっていけば上がっていくほど単価が切り下げられて、全体としての金額という形になるので、やっぱり生活保障ができないような慣行取引、力の強いものと弱いもの、そういう取引慣行を是正してもらえるとこの保証が前提になるのではないかなあというふうには思っっています。申し訳ないですけど。

◎委員長（井上真砂美君） ほかの委員、よろしいですか、質問。

◎副委員長（大野慎治君） 最後に、黒川委員から再度ございましたが、各種団体さんや個人から、中止や実施延期、団体によって実施延期なんですよ、要望しているのは、あくまでも。制度としては認めると。けど、まだ混乱があるといけないから延期してくださいという団体だってあるんです、間違いなく。今回、なぜ中止だけを求めているのか再度答弁を求めます。

◎陳述人（兼松勇次君） 実施中止を求めるのは、この制度そのものは、私たちは、先ほど委員さんからいいところもあるという話がありましたけれども、私たちはあまりいいところがないというふうに、デメリットばかりだと思っています。

先ほども、この導入によって正確な消費税の転嫁が生まれるのではないかということをおっしゃっていらっしゃいましたが、逆に、今回のインボイスを通じてもっと下請いじめ、それから零細業者への収奪、そういったことが公然と行われていくのではないかというふうに危惧しています。

商工リサーチ調査が先日ありましたけれども、その中でも既に免税業者ともう取引中止をするよという企業が1割もいます。それから、まだ検討中だということところが54%もあるんですよ。この検討中というのはこれから1年かけて検討していくんだと思いますけれども、間違いなく免税業者と取引はしないよという企業が増えてくるというふうに、これは当然そうなっていくんだというふうに思います。

ちょっと私ごとではありますけれども、私の妻はパートをやりながら内職の仕事をやっているんですね。内職の仕事も、皆さん御承知のとおり取引先から見ると外注先なんですよね。だから、そこに消費税が入っています。来年10月以降どうなるかということで、その取引先からうちの妻が言われたのは、単価を切り下げますというふうに一言言われたんです。ということは、要するにうちの妻は内職ですから当然免税業者ですね。インボイスも発行しません。そうなったら、そこへ出す内職の単価は、今までは消費税分プラスしてちゃんともらっていたんですけれども、あんたはもうインボイスは発行できないから、その消費税分単価切り下げますよと一方的な通告です。こういうことは本当に日本全国で起こっていくんだろうというふうに思います。

今は一例ですけれども、日本の文化そのものが壊れていくんじゃないかと言われているのは、アニメーターだとか漫画の協会だとか俳優さんたち、こういう人たちの中でもインボイスが導入されると本当に大変な状況になるというふうに言われていまして、日本漫画協会だとかも中止の声明を出しております。そういう意味で、私たちは中止、やっぱり延期ではなく制度そのものがやっぱり悪いということで中止を請願したいということで、今回請願いたしました。よろしく願いいたします。

◎委員長（井上真砂美君） ありがとうございます。

お諮りします。

他に質疑はないようですので、委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 委員会討議、どうして中止、やらないのですか。委員会討議を求めます。

◎委員長（井上真砂美君） 分かりました。

では、委員間討議に入ります。

発言する委員は挙手を願います。

◎委員（梶谷規子君） この前の総務委員会の協議会で、岩倉市の商工会との懇談をすることを話し合ったと思うんですが、そういった中で、岩倉は小規模事業者も多い中で、このインボイス制度をどのように今受け取られているかということもお聞きしたいとこの前私発言させてもらったんですが、そういった状況を聞きながら、この請願に対しても向き合っていくために、ここで即採決ではなく継続審査という形で持っていけないでしょうか。

◎委員長（井上真砂美君） 他の委員、いかがですか。

◎委員（黒川 武君） 私も継続審査にしてはどうかと思う。短兵急に結論を出すのではなくて、幅広く市内の事業者の方々の意見に耳を傾けて、その上で我々自身は判断しなければいけないだろうと思います。もちろん、その間、議員個人によっても必要な調査研究をしていただきながら、やはり岩倉市議会としてどう結論を導き出していくのかと。そのためにやっぱり一定の期間は必要だと思しますので、継続審査に私は賛同いたします。

◎委員長（井上真砂美君） 他の委員、いかがですか。

継続審査という意見が2名の委員から出ております。

梅村委員、いかがですか。

◎委員（梅村 均君） そうですね、ちょっといろいろ考えるところはありますけど、継続にすると時期が12月にずれますけど、少し遅れてもいいのか、来年の10月から始まる制度ですからというのも考えなくはないですが、慎重に議論していくことはいいことであるなあとと思って、岩倉市の商工会の意見も聞くことは、それは必要だろうなあとってはおりますけれども、一つちょっと悩んでいるのは、実施延期というような方向性は出せるのかなあとは思いますが、中止ということになると今いろいろ進んでいる面もあるものですから、そこらがちょっと気にはなって、早く結論出したほうがいいのかあとも思っておりますが、しゃべりながらいろいろ考えましたけど、そうですね、継続なら継続でもいいのかなとは、受け入れる部分はあります。

◎委員（水野忠三君） 継続ということになると、事実上12月以降ということになってくると思うんですが、もしそれだけ時間的な余裕が生じるのであれば、これは自分が御提案するとか自分が決めることでは全くなくて、請願者の方が自由意思で判断されることだと思いたうんですが、請願書を出し直して

いただいて、中止または延期を求めるとか、そういう請願書を改めて出し直していただく。請願趣旨は例えばこのままであったとしても、請願事項を中止または延期を求めるといふ形で出し直していただくのも一つの選択肢かなあと思います。これはそういう選択肢もあるのではないかということで、それをしてくださいという意味ではございません。

◎副委員長（大野慎治君） 請願者の御意向なので、請願の出し直しとかそういうことは委員からの発言はちょっと控えたほうがいいと思います。それは言っているいいことと悪いことはあるので。

私も、全国青色申告会の連合会、岩倉にも青色申告会の方も延期または廃止ということをおっしゃっていますので、岩倉の商工会の方にも青色申告会の方がいらっしゃると思いますので、商工会の御意見を聞きながら最終的に結論を出されたほうがいいのかあと思います。

◎委員（鬼頭博和君） 皆さんそういった御意見であれば、継続という形で商工会の意見とかそういった小規模事業者の方と直接お話を聞いて、決めていければいいかなあというふうに思いますので、継続でいいと思います。

◎委員長（井上真砂美君） 意見がまとまりました。

今回のインボイス制度についての意見書の提出を求めることについて、来月商工会との意見交換会も予定されておりますので、継続審査ということで、請願第4号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出を求める請願については継続審査ということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） では、継続審査といたします。

請願者の方、ありがとうございました。

次の議案に入るまで、少し暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（井上真砂美君） 休憩を解き、暫時再開いたします。

議案第53号「岩倉市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第53号「岩倉市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」の賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第53号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第54号「岩倉市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 本会議のほうで、実態がどうなるのかというようなやり取りはあったところがございますけれども、今回のこの改正におきまして、この背景には原則として書面押印、対面を不要として、デジタルで完結できるよう見直すという背景があるかと思えます。そういった中で、今回こういうふうに変えていくわけでありましてけれども、サービスの宣誓に対する心配というのはないのでしょうか。どのように考えているかお聞かせください。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 今おっしゃるとおり、今回の改正で必ずしも署名は必要なくなりますが、新規採用職員については、現在も行っています4月1日の辞令交付式で代表者がその宣誓書を読み上げるということは、これからも続けていきたいというふうに思っておりますので、そういったことで宣誓書の内容を理解していただいて、これから職務に当たっていただくということ是可以のかなあというふうに思っております。

◎委員（梶谷規子君） 私も同じように心配をするものです。やはりこの宣誓書というのは、もう一度見直したんですが、やはり主権が国民に存するこ

とを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを誓うということで、地方自治法の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正にという、やはり公務員として岩倉市の職員としてここで宣誓するということは非常に大きな意味を持つものではないかと思うので、非常に心配するものですが、今までと同じように今の御答弁で宣誓書を読み上げることはするというので理解しましたが、ここで職員の日本国憲法を尊重しという意味で、しっかり研修などは今までと変わっていくことはないのかどうか、改めてお聞かせいただきたいと思えます。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 職員の研修では、これまでも職務に必要な研修を行っているところで、関連するそういった憲法のお話というのはさせていただいておりますので、それについてはこれまでと変わりなく実施していく予定をしております。

◎委員長（井上真砂美君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

委員間討議を省略したいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第54号「岩倉市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」の賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第54号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第55号「岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 今回の条例一部改正なんですけれども、育児休業の取得の緩和ということで、説明資料のほうにもいろいろ書いてあるんですが、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得の緩和というところの説明がちょっと分かりにくくて、これについて少し説明をいただきたいなあと思います。

8週間以内に育児休業をしようとする場合には、子が1歳6か月に達する日までに引き続いて採用されないことが明らかである場合等の取得ができない要件について、子の出生日から起算して8週間と6月を経過するように緩和というふうに書いてあるんですが、少し具体的に教えていただけないでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） 現行では、非常勤職員の方が子が1歳6か月に達するまでに任期が満了することが明らかな場合、こちらはその職、その人が辞めるとかそういうことではなくて、その職種自体がなくなることを想定しておりまして、そういう職種があった場合が明らかな場合は、育児休暇は取得できないという決まりがあります。そちらの決まり自体は変わりませんが、今回緩和されるのは、子の出生から起算して8週間、こちらの子が出生してから57日の末日からと、プラス6か月を経過する日までに育児休業が取得できるというように緩和されたというものになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員（鬼頭博和君） 説明ありがとうございました。

ということは、緩和されるということで、期間が大体8か月ぐらいになるというような形になると思います。それで、正規職員のほうが育児休業取得が取りやすくなると思うんですけれども、勤務体制のほうがそういった方が増えてくると厳しくなるかなあと思うんですが、そういったことについては何か対策とか取られているのでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） 正規職員の育児休業を取得したケースですけれども、これまで会計年度任用職員で対応をしてきておりましたが、その部署の要件であったり、状況に応じて正規職員を代替として配置している場合もございますので、そのように対応させていただいております。

◎副委員長（大野慎治君） 関連でお聞かせください。

男性職員も育児に参加する時代にもなっておりますので、男性職員に対する育児休業の推奨というような取組は、本市はどのようにしているのかお聞かせください。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 昨年からは、やはりこれから育児休業を取る人に制度のことをよく知っていただいて、取得について検討をしてもらうよ

うにということで育児休業の制度の説明会というのを始めさせていただいております。そこで、育児休業を取るときの手続だとか、こういった制度だとか、そういったことを説明するとともに、あとは既に育児休業を取った職員から体験談を聞いて、イメージをしやすくして、男性職員にも検討をしていただけるようにというような試みはしております。

◎委員（黒川 武君） ちょっと細かく幾つか質疑をさせていただきます。

本会議でも質疑がありました育児休業の取得の状況について、もう少し具体的にお聞かせいただきたいと思っております。直近の数値で、男女別の育児休業取得率と、その取得の期間の平均、あるいは長期、短期の取得状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 直近の数値ということで、令和3年度の取得状況について御説明させていただきます。

まず、男性の育児休業取得率ですが、こちらは5.6%となっております。1名しか取得しなかったわけなんですけど、取得の期間は5日間というふうになっております。

それから、女性のほうは100%の取得率となっております。こちらは、一番長い職員だと子が3歳に達するまで取得できるんですけど、一番長い方だと2年と10か月ですか。産後休暇が8週ありますので、2か月そこでありますので、2年と10か月、最長で取っている方がみえます。一番短い方で、10か月という職員もいます。

◎委員（黒川 武君） この育児休業取得率の算定の仕方がちょっとよく分からないので、単純な質問となります。

分子となるものは、育児休業を取得した男性職員であったり女性職員であったりするんですけど、じゃあ分母となるものはどのようなものなのか、これをお聞かせいただきたいと思っております。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 分母となるものは、その年度中に子どもが生まれた職員ということになります。

◎委員（黒川 武君） 2020年度の国家公務員の男性の育児休業取得率は51.4%で、2019年度の28.0%から大幅に増加しているんですね。政府は、子どもが生まれた男性の国家公務員が、育児に伴う有給休暇と休業を計1か月以上取得することを目指していると、そういうことの成果の一つかなあとも思うんですけど、こうした育児休業の長期化に向けた取組がやはり課題ではないかと思っております。本市では、特定事業主行動計画におきまして、男女別の育児休業取得率の目指すべき目標があると思っておりますが、その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 育児休業取得率の数値目標については、岩倉市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画、こちらが令和3年度から令和7年度までの計画となりますが、そちらのほうで数値目標を定めておりました、女性についてはもう既に100%を達成しておりますので、そこでは特に数値目標をうたっておりませんが、男性職員についてはそちらのほうで10%以上、令和7年度までに10%以上というふうに定めております。

◎委員（黒川 武君） 最後の質疑とさせていただきます。

関連でお聞きいたします。令和3年度の人事院勧告、その勧告と併せて、公務員人事管理に関する報告というのが政府に提出されております。その内容というのは、妊娠出産育児等と仕事の両立支援の方策についての報告であったと思うんですが、本市において今後どのように施策を進めていくのか。計画していること、予定していることがあればお聞かせいただきたいと思っております。以上です。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 先ほども御説明させていただきましたが、現在育児休業の制度の説明会というのを実施しております。実際そちらのほうを開催してから、男性職員については令和3年度が1名、それから今年度についても既に2名取得しておりますので、こちらを続けていって、男性職員にも育児休業を取ってもらうように検討をしてもらうことが大事な点というふうに思っております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 質問がないようですので、質疑を終結いたします。

次に、委員間討議に入ります。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、次に議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第55号「岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第55号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎委員（梅村 均君） この後、もし視察なんか協議されるのであれば、閉会中の審査事項をもう一度委員会で決することが出てくる可能性もあるわけですが、閉じずに休憩をして、その間に協議会を開いたらどうかと思うんですけど。

◎委員長（井上真砂美君） 今、委員会を休憩にして、その間に協議会をとという意見がありますが、いかがいたしましょう。よろしいですか。

〔発言する者あり〕

◎委員（梅村 均君） どうなるかは分かりませんことなのでいいですけど、閉じてしまえばまた別日に開催するとか、そういう考えであればいいんですけど。

〔発言する者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） では、ちょっとまとめさせていただきますと、委員会のほうは一度これで散会にいたします。その後、協議会を開きまして、再度委員会を開きますので、それでよろしいでしょうか。

〔「執行機関側はどうされるか」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 執行機関側はここで退席いただいてよろしいと思います。

では、以上をもちまして総務・産業建設常任委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

（休 憩）

◎委員長（井上真砂美君） では、休憩を閉じ、総務・産業建設常任委員会を再開いたします。

テーマは、閉会中の継続審査申出書と行政視察、SDGsの未来都市に関する行政視察についてを議題といたします。

〔発言する者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 閉会中の継続審査事項といたしまして、請願第4号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出を求める請願」を閉会中の継続審査申入れをいたします。もう一つは、行政視察、S

D G s 未来都市に関する行政視察について、2つを閉会中の継続審査にいたしますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） では、以上のようにさせていただきます。よろしくをお願いします。

以上をもちまして、総務・産業建設常任委員会を終了いたします。お疲れさまでした。